



フェロー制度に関する規程

2019年10月25日 第4回理事会承認

(目的)

第1条 本規程は、定款第4条(10)に基づき、一般社団法人日本原子力学会(以下、「本会」という)の発展に顕著な貢献をした正会員の榮譽を称えるフェローの称号の授与について定めることを目的とする。

(フェローに期待される役割)

第2条 フェローの称号を授与された会員は、本会の指導的会員として、部会活動、支部活動、委員会活動、シンポジウム等の諸活動への積極的・能動的な参画を通じて本会の目的の達成に率先して努力し、本会のさらなる発展に貢献することが期待される。

(フェロー候補資格)

第3条 フェローの候補者は、下記のような本会の発展に顕著な貢献をした、10年以上継続の正会員またはとする。

- ・顕著な学術的貢献(日本原子力学会賞受賞者等)
- ・本会組織運営への顕著な貢献(本会の役員、支部長、部会長等の経験者)
- ・その他の本会活動への顕著な貢献

なお、下記条件を満たし、会長が特別に承認した場合は、例外としてフェロー候補として認めるものとする。

- 1) 5年以上継続して正会員であり、
- 2) 原子力に関する専門分野において10年以上の経験を有する。

(フェロー推薦小委員会の設置)

第4条 フェローの候補者を選考するため、フェロー6名で構成するフェロー推薦小委員会(以下、「委員会」という)を設ける。委員の選出に際しては、産官学からの委員の数のバランスを考慮する。

- 2 委員会の委員長と委員は理事会で決定する。
- 3 委員の任期は2年とし再任は妨げない。委員会としての継続性が維持できるよう、経験ある委員が同時期に多数退任することが無いように考慮する。
- 4 フェロー推薦委員長の任期は2年とし、再任は妨げない。ただし、最長任期は4年とする。
- 5 必要に応じ委員の中から幹事を選出することができる。幹事の任期は2年とし、再任は妨げない。ただし、最長任期は4年とする。幹事は関東圏の委員から選出するのが好ましい。

(フェロー候補者の選考)

第5条 委員会はフェローの候補者を選考する。フェロー候補者の選考基準および選考方法に関する要領は、委員会が別に定める。

(フェローの認定)

第6条 理事会は、委員会の選考結果報告に基づき、フェローを議決により認定する。

(フェローの返上)

第7条 本人の申し出によりフェローの称号を返上することができる。

(改定)

第8条 本規程の改定は、フェロー推薦小委員会が起案し、理事会の承認を得るものとする。

附則

1 平成16年1月27日 第459回理事会制定，同日施行

2 改定履歴

① 平成19年5月22日 第487回理事会承認

② 平成23年11月29日 第5回理事会承認

③ 平成25年11月26日 第4回理事会承認

④ 平成26年1月30日 第5回理事会承認

⑤ 平成28年4月21日 第10回総務財務委員会起案，平成28年5月24日 第8回理事会承認

⑥ 平成29年1月16日 第2回フェロー推薦小委員会起案，平成29年1月25日 第6回理事会承認

⑦ 2019年10月18日 第1回フェロー推薦小委員会起案，2019年10月25日 第4回理事会承認

附則

1 平成25年11月26日改定の規程は，理事会承認の日から施行する。

2 平成26年1月30日改定の規程は，理事会承認の日から施行する。

3 平成28年5月24日改定の規程は，理事会承認の日から施行する。

4 平成29年1月25日承認の規程は，理事会承認の日から施行する。

5 2019年10月25日承認の規程は，理事会承認の日から施行する。